



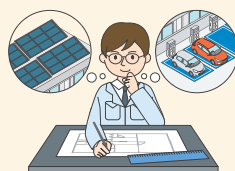
既存マンション省エネ・再エネ導入の検討費用を補助

既存マンション省エネ・再エネ促進事業

受付期間 令和7年4月17日～令和8年3月31日

クール・ネット東京
創エネ支援チーム

TEL 03-5990-5017



事業概要	既存マンションの管理組合や所有者が、省エネ再エネに係る検討（検討計画書の作成）を専門家に委託する経費を補助します。
助成対象	設備費等への補助を活用した場合の初期費用や、節約できる電気代等の効果といった、お住まいのマンションに合わせた省エネ改修・再エネ導入の検討に係る経費
利用対象	●分譲マンションの管理組合 ●賃貸マンションの所有者
助成率等	対象経費の10分の10(上限額 37万円/棟)
注意事項	●都内のマンションであること ●申請時から起算して5年以内に一定の修繕工事等を実施予定のマンション ●太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入を検討すること 等
詳細HP	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion_keikaku 

省エネ・再エネアドバイザーを無料で派遣

省エネ・再エネアドバイザー派遣事業

受付期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

一般社団法人
東京都マンション管理士会

TEL **03-5829-9130**



事業概要

マンションの共用部分についても、省エネルギー化等を進めるため、個別に省エネルギー化等の提案をする「省エネ・再エネアドバイザー」を派遣します。

支援対象

- ① マンションの共用部分等の省エネルギー化等に関する相談、調査、助言等
- ② マンションの共用部分等の省エネルギー化等に関する提案書作成、説明

利用対象

都内にある分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体(管理組合がない場合)、区分所有者又は賃貸マンションの所有者

件数

- 上期80件(4月～9月):令和7年4月1日～
- 下期80件(10月～3月):令和7年10月1日～

注意事項

申込数が募集数(160件)に達したときは、申込みを締め切ります。

詳細HP

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/syouenesaiene/02advisor.html>



省エネ・再エネガイドブックを紹介

東京都マンション省エネ・再エネガイドブック

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
居住性能向上支援担当

TEL 03-5320-5008



提供情報

都では、分譲マンションの省エネ・再エネを進めていくためのガイドブックを作成しました。本ガイドブックでは、マンションの管理組合が中心となって進める、**共用部分の省エネ対策・再エネ活用について**重点的に取り上げています。

また、マンション共用部分の設備の改修や運用改善のポイントだけでなく、**区分所有者間の合意形成などを円滑に進める上でのポイント**も掲載しています。

ご理解いただきやすいように、イラストや具体的な事例を用いて、効果を表示するなどの工夫をしていますので、マンションの省エネ対策・再エネ活用を進めるに当たってぜひご活用ください。

詳細HP

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/shoene-guidebook.html>



省エネ・再エネを支援する事業を紹介

マンション向け 改修支援メニュー

クールネット東京

TEL **03-6633-3822** (既存住宅における省エネ改修促進事業)

03-6633-3821 (家庭における太陽光発電導入促進事業)

03-5990-5086 (分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業)

03-6258-5317 (集合住宅における再エネ電気導入促進事業)

03-5990-5159 (充電設備普及促進事業)

都では、環境関連の補助金・支援策ガイドとして、「エコサポート2025」冊子を作成しています。今回はその中から、マンション向けの改修支援メニューについて、紹介します。



提供情報

●既存住宅における省エネ改修促進事業

既存住宅の断熱性向上推進のため高断熱窓・ドア・断熱材・浴槽等への改修に対して補助を行っています。

●家庭における太陽光発電導入促進事業

太陽光発電設備の設置に対して補助します。陸屋根の住宅に対して、上乗せ補助があります。

●分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業

管理組合でとりまとめて、エコジョーズ等へ一定戸数以上交換する場合、経費の一部を支援します。

※分譲マンションのみが対象の事業です。

●集合住宅における再エネ電気導入促進事業

高圧一括受電を導入する際の受変電設備や太陽光発電設備等に係る機器費・工事費等の経費の一部を助成します。

●充電設備普及促進事業

充電設備等を導入する方に対し、当該設備の導入又は運営に要する経費の一部を助成します。

詳細HP

●既存住宅における省エネ改修促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/ene_reform/ene_reform_r07](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform/ene_reform_r07)



●家庭における太陽光発電導入促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/fam_solar/r07](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fam_solar/r07)



●分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/bunjo-ecojf/r7-bunjo](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bunjo-ecojf/r7-bunjo)



●集合住宅における再エネ電気導入促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/
shugou_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/shugou_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7)



●充電設備普及促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/all-evcharge](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge)

